

クーリング・オフの手続き方法

クーリング・オフは、消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。

クーリング・オフ（(独) 国民生活センター）

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html

- クレジット契約をしている場合は、販売会社と信販会社に同時に通知します。
- 書面（はがきであれば両面）を必ずコピーしましょう。
- 「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付し、コピーや送付の記録と一緒に保管しておきましょう。

<記載例>

○販売会社あて

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社×××× 営業所

担当者 △△△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取って下さい。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇〇〇

○信販会社（クレジットカード会社等）あて

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社×××× 営業所

担当者 △△△△△△

クレジット会社 △△△△株式会社

平成〇〇年〇月〇日

沖縄県〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇〇〇

クーリング・オフの通知は自分で書くことができます。書き方や手続き方法が分からないときは、悩まず、すぐにお近くの[消費生活センター等](#)へ相談しましょう。